

平成 22 年 7 月 23 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり地域密着型サービス事業者の指定を行う。

記

1 区外指定地域密着型サービス事業者

(1) 事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	登録定員	指定年月日
ファミリーアール四葉	板橋区 四葉 2-23-3	株式会社 エイチ・エス・ ジー	24 名	平成 22 年 5 月 1 日

(2) 練馬区民が利用している区外指定事業者について、事業所所在地移転に伴い、新たに指定を行う。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
のんびり家	文京区 向丘 1-16-26	特定非営利活動法 人ミニケアホーム きみさんち	14 名 (2 ユニット)	平成 22 年 7 月 15 日